

指定特定相談支援事業所 管理者各位
指定障害児相談支援事業所 管理者各位

相談系サービス（地域相談除く）に係る報酬改定研修

平素は、本市障害福祉行政にご協力いただきありがとうございます。

さて、平成 30 年 3 月に障害福祉サービス事業者等説明会において、改定内容をご説明させて頂いたところですが、相談系サービスに係る報酬改定について問い合わせが多いため下記のとおり研修を実施いたします。受講希望の場合は、下記申込書にてメールか F A X にてお申込みください。

日 時 : 平成 30 年 11 月 1 日 (木) 14:00~15:30
会 場 : 堺市総合福祉会館 5 階 第 3 研修室
(堺市堺区南瓦町 2-1)
申 込 : 下記申込書により事前申し込み (10 月 25 日 必着)
※会場の都合上、一事業所につき一名までの参加とします。
内 容 : 主に、厚生労働省より発出されている告示、Q & A、留意事項等
を用いての研修内容を予定しています。

※出来る限り、公共交通機関でお越しください。

※本研修は、必ずしも受講しなければならない研修ではありません。



〈問合せ先〉

堺市健康福祉局 障害福祉部 障害施策推進課 企画相談係
TEL 072-228-7818 (直通) FAX 072-228-8918
担当 木田・足立

研修受講申込書

事業所名	受講者名
------	------

- ・会場の都合上、一事業所につき一名までの参加とします。
- ・申込先 障害施策推進課 [メール shosui@city.sakai.lg.jp](mailto:shosui@city.sakai.lg.jp)
FAX 072-228-8918
- ・申込締切 **平成 30 年 10 月 25 日 (木) 必着**